

第2章 違反被疑事件の審査及び処理

第1 違反被疑事件の審査及び処理の状況

1 排除措置命令等

独占禁止法は、事業者が私的独占又は不当な取引制限をすること、不公正な取引方法を用いること等を禁止している。公正取引委員会は、一般から提供された情報、自ら探知した事実、違反行為をした事業者からの課徴金減免申請等を検討し、これらの禁止規定に違反する事実があると思料するときは、独占禁止法違反被疑事件として必要な審査を行っている。

平成30年度においては、審査事件のうち、必要なものについては独占禁止法の規定に基づく権限を行使して審査を行い（法第47条）、違反する事実があると認められ、排除措置命令等をしようとするときは、意見聴取を行い（法第49条等）、意見聴取官が作成した意見聴取調書及び意見聴取報告書の内容を参酌し（法第60条）ている。

また、排除措置命令を行うに足る証拠が得られなかった場合であっても、違反の疑いがあるときは、関係事業者等に対して警告を行い、是正措置を採るよう指導している（注）。

さらに、違反行為の存在を疑うに足る証拠は得られなかったが、違反につながるおそれのある行為がみられた場合には、未然防止を図る観点から注意を行っている。

なお、法的措置又は警告をしたときは、その旨公表している。また、注意及び打切りについては、競争政策上公表することが望ましいと考えられる事案であり、かつ、関係事業者から公表する旨の了解を得た場合又は違反被疑対象となった事業者が公表を望む場合は、公表している。

平成30年度における審査件数（不当廉売事案で迅速処理したもの〔第1－2表〕を除く。）は、前年度からの繰越しとなっていたもの25件及び年度内に新規に着手したものの118件の合計143件であり、このうち年度内に処理した件数は120件であった。120件の内訳は、排除措置命令が8件、警告が3件、注意が95件、審査の過程において事業者から改善措置の申出等がなされ、独占禁止法違反の疑いを解消するものと認められたため審査を打ち切ったもの及び違反事実が認められなかったため審査を打ち切ったものが14件となっている（第1－1表参照）。

（注）公正取引委員会は、警告を行う場合にも、公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）に基づき、事前手続を経ることとしている。

第1-1表 審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理（注1）を行ったものを除く。）

年 度		26	27	28	29	30	
審査 件数	前年度からの繰越し	10	11	15	21	25	
	年度内新規着手	118	127	134	122	118	
	合 計	128	138	149	143	143	
処理 件数	法的 措置	排除措置命令 対象事業者等の数	10	9	11	13	8
		終 了（違反認定）	0	0	1	1	0
	その他	警 告	1	6	10	3	3
		注 意	102	106	84	88	95
		打 切 り	4	2	22	13	14
		小 計	107	114	117	105	112
	合 計	117	123	128	118	120	
次年度への繰越し		11	15	21	25	23	
付 命 令 課 徴 金 納	対象事業者数	128	31	32 (注2)	32	18	
	課徴金額（円）	171億4303万	85億1076万	91億4301万 (注2)	18億9210万	2億6111万	
告 発		0	1	0	1	0	

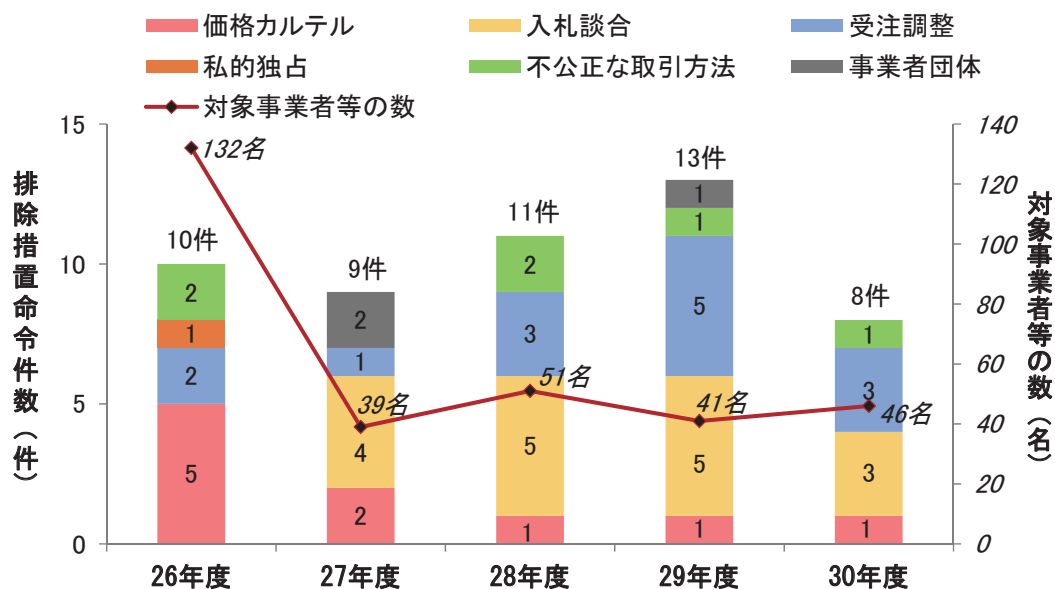
(注1) 申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

(注2) 課徴金納付命令後に刑事事件裁判が確定した9名の事業者に対して、独占禁止法第63条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する決定を、また、1名の事業者に対して、同条第2項に基づき、課徴金納付命令を取り消す決定を行った結果、課徴金納付命令の対象となった事業者数及び課徴金額である。

第1-2表 不当廉売事案における注意件数（迅速処理によるもの）の推移

年 度	26	27	28	29	30
不当廉売事案における注意件数 (迅速処理によるもの)	982	841	1,155	457	227

第1図 排除措置命令件数等の推移



内容 (注1)	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
私的独占		1	0	0	0	0
価格カルテル (注2)		5	2	1	1	1
入札談合		0	4	5	5	3
受注調整		2	1	3	5	3
不公正な取引方法		2	0	2	1	1
その他 (注3)		0	2	0	1	0
合計		10	9	11	13	8

(注1) 複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。

(注2) 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。

(注3) 「その他」とは、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限等である。

平成30年度における処理件数を行為類型別にみると、私的独占1件、価格カルテル14件、入札談合4件、受注調整3件、不公正な取引方法93件、その他5件となっている（第2表参照）。排除措置命令は8件であり、この内訳は、価格カルテル1件、入札談合3件、受注調整3件、不公正な取引方法1件となっている（第2表及び第3表参照）。

第2表 平成30年度審査事件（行為類型別）一覧表

行為類型（注1）		処理	法的措置	終了 （違反認定）	警告	注意	打切り	合計
私的独占			0	0	0	0	1	1
不当な取引制限	価格カルテル（注2）		1	0	0	12	1	14
	入札談合		3	0	0	1	0	4
	受注調整		3	0	0	0	0	3
	小計		7	0	0	13	1	21
不公正な取引方法 （注3）	再販売価格の拘束		0	0	0	7	1	8
	その他の拘束・ 排他条件付取引		0	0	1	4	7	12
	取引妨害		1	0	0	2	1	4
	優越的地位の濫用		0	0	2	56	0	58
	不当廉売		0	0	0	7	3	10
	共同の取引拒絶		0	0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	1	0	1
	小計		1	0	3	77	12	93
その他（注4）			0	0	0	5	0	5
合計			8	0	3	95	14	120

（注1）複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。

（注2）価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。

（注3）事業者団体が事業者による不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為（独占禁止法第8条第5号）は、不公正な取引方法に分類している。

（注4）「その他」とは、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限等である。

第3表 法的措置件数（行為類型別）の推移

行為類型（注1）		年度	26	27	28	29	30	合計
私的独占			1	0	0	0	0	1
不当な取引制限	価格カルテル（注2）		5	2	1	1	1	10
	入札談合		0	4	5	5	3	17
	受注調整		2	1	3	5	3	14
	小計		7	7	9	11	7	41
不公正な取引方法	再販売価格の拘束		0	0	1	0	0	1
	その他の拘束・排他条件付取引		0	0	1	0	0	1
	取引妨害		1	0	0	0	1	2
	優越的地位の濫用		1	0	0	0	0	1
	その他		0	0	0	1	0	1
	小計		2	0	2	1	1	6
その他（注3）			0	2	0	1	0	3
合計			10	9	11	13	8	51

（注1）複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。

（注2）価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。

（注3）「その他」とは、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限等である。

2 課徴金納付命令等

(1) 課徴金納付命令の概要

独占禁止法は、カルテル・入札談合等の未然防止という行政目的を達成するために、行政庁たる公正取引委員会が違反事業者等に対して金銭的不利益である課徴金の納付を命ずることを規定している（同法第7条の2第1項、第2項及び第4項、第8条の3、第20条の2、第20条の3、第20条の4、第20条の5並びに第20条の6）。

課徴金の対象となる行為は、①事業者又は事業者団体の行うカルテルのうち、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務について供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、②いわゆる支配型私的独占で被支配事業者が供給する商品若しくは役務について、その対価に係るもの又は供給量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、③いわゆる排除型私的独占のうち供給に係るもの、④独占禁止法で定められた不公正な取引方法である、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売及び再販売価格の拘束のうち、一定の要件を満たしたものと並びに優越的地位の濫用のうち継続して行われたものである。

平成30年度においては、延べ18名に対し総額2億6111万円の課徴金納付命令を行った。

(2) 課徴金減免制度の運用状況

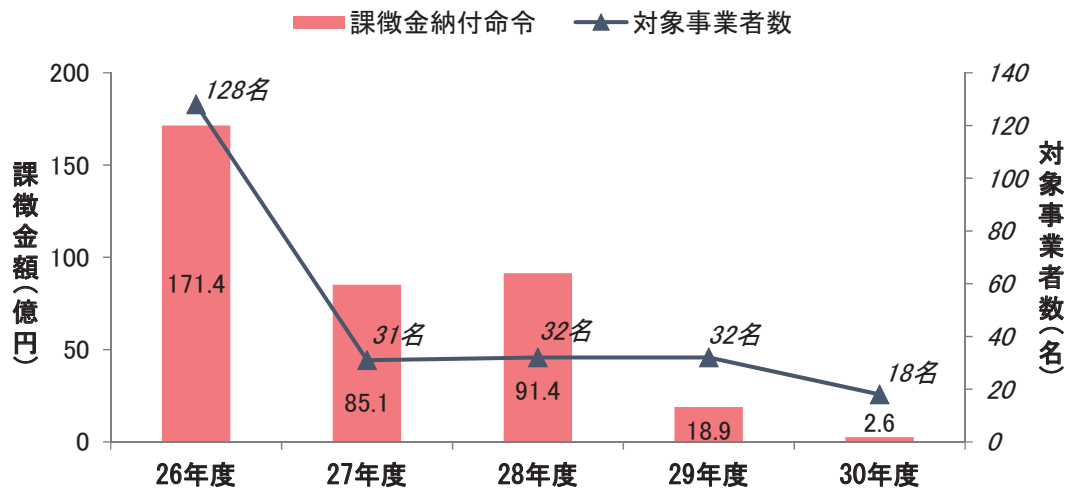
平成30年度における課徴金減免制度に基づく事業者からの報告等の件数は72件であった（課徴金減免制度導入〔平成18年1月〕以降の件数は1,237件）。

なお、平成30年度においては、7事件延べ21名の課徴金減免申請事業者について、これらの事業者の名称、免除の事実又は減額の率等を公表した（注）。

（注）公正取引委員会は、法運用の透明性等の観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイト（<https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html>）に、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし、平成28年5月31日以前に課徴金減免の申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。）。

公表された事業者数には、課徴金減免の申請を行った者であるものの、①独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない者及び②算出された課徴金の額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない者のうち、公表することを申し出た事業者の数を含む。

第2図 課徴金額等の推移



(注) 課徴金額については、千万円未満切捨て。

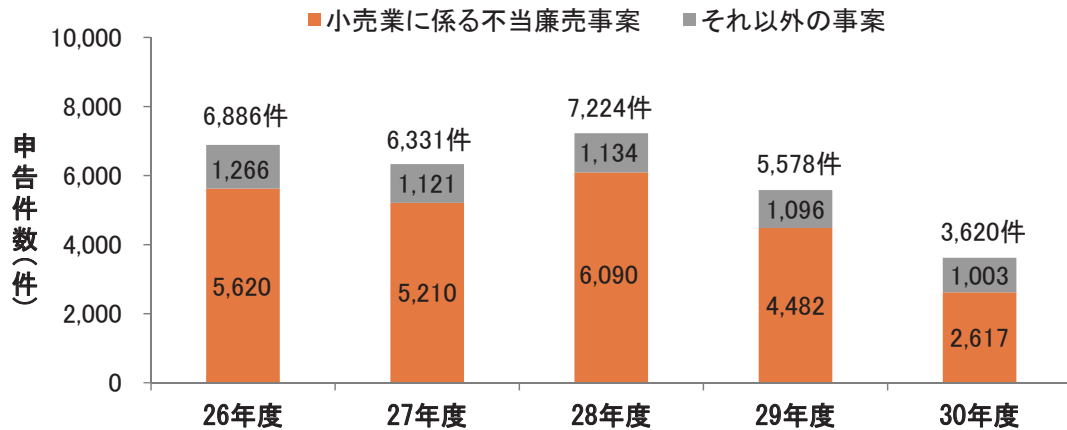
3 申告等

平成30年度においては、独占禁止法の規定に違反する事実があると思われる、公正取引委員会に報告（申告）された件数は3,620件であった（第3図参照）。この報告が書面で具体的な事実を摘示して行われた場合には、当該報告をした者に措置結果を通知することとされており（法第45条第3項）、平成30年度においては、3,887件の通知を行った。

また、公正取引委員会は、独占禁止法違反被疑行為の端緒情報をより広く収集するため、平成14年4月からインターネットを利用した申告が可能となる電子申告システムを当委員会のウェブサイト上に設置しているところ、平成30年度においては、同システムを利用した申告が948件あった。

さらに、平成29年度までに電力分野、農業分野、IT・デジタル関連分野及びガス分野に係る情報提供窓口を設置（平成28年3月、4月、10月及び平成29年6月）し、平成30年度においてもこれらの分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報収集に積極的に取り組んだ。

第3図 申告件数の推移



4 関係官庁等への要請等

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為についての審査の過程において競争政策上必要な措置を講じるべきと判断した事項について、関係官庁等に要請等を行っている。平成30年度においては、以下のとおり要請等を行った。

(1) 農林水産省に対する申入れ（平成30年6月14日）（事件詳細については後記第2 2 参照）

ア 東北農政局の職員の行為

（株）フジタによる競争者に対する取引妨害事件の審査の過程において、農林水産省が東北農政局において一般競争入札の方法により発注した土木一式工事について、東北農政局の職員が、同工事に係る競争参加資格を有する建設業者に在籍する農林水産省の元職員に対して、入札公告日等の未公表情報等を教示していたほか、技術提案書の添削等を行っていた事実が認められた。これらの行為は独占禁止法違反行為を誘発又は助長するおそれのある行為であるとともに、競争入札の制度趣旨を没却する行為であることから、農林水産省に対し、同省の発注担当職員に対して、同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。

イ 建設業者10社に在籍する東北農政局の元職員の行為

前記事件の審査の過程において、農林水産省が東北農政局において一般競争入札の方法により発注した土木一式工事について、建設業者10社に在籍する東北農政局の元職員が、入札前に、相互に入札参加の意向を確認し合っていた行為が認められた。このような行為は、独占禁止法の規定の違反につながるおそれがある行為であることから、農林水産省に対し、同省の職員が退職する場合には、退職前に、必要に応じて、同様の行為が再び行われることのないよう独占禁止法の遵守についての研修を実施することを申し入れた。

(2) 宮城県に対する要請（平成30年7月26日）（事件詳細については後記第2-1(2)参照）

宮城県が、北部土木事務所発注の建設関連業務のうち特定の入札に関し、同県が定める談合情報対応マニュアルに基づき行った調査において自ら談合を行っていた旨を認めた1社を含めて、全ての入札参加業者から談合を行っていない旨の誓約書の提出を求めた事実が明らかになったことから、宮城県に対し、当該マニュアルの改定など、所要の改善を図ることを要請した。

5 審査官の処分に対する異議申立て及び任意の供述聴取に係る苦情申立て

独占禁止法第47条の規定に基づいて審査官がした立入検査、審尋等の処分を受けた者が、当該処分に不服があるときは、公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）第22条第1項の規定により、当該処分を受けた日から1週間以内に、その理由を記載した文書をもって、当委員会に異議の申立てをすることができる。平成30年度においては、異議の申立てはなかった。

また、任意の供述聴取については、聴取対象者等が、聴取において「独占禁止法審査手続に関する指針」（平成27年12月25日公正取引委員会決定。以下「審査手続指針」という。）第2の「2 供述聴取」に反する審査官等による言動があったとする場合には、原則として、当該聴取を受けた日から1週間以内に、書面により、公正取引委員会に苦情を申し立てることができる（審査手続指針第2の4）。

平成30年度における任意の供述聴取に係る苦情申立ての処理状況は第4表のとおりであり、調査の結果、審査手続指針に反する審査官等の言動等があったとは認められなかったとして却下している。

第4表 任意の供述聴取に係る苦情申立ての処理状況

苦情申立ての類型 処理結果	供述聴取時の手続・説明事項に関するもの (審査手続指針第2の2(2))	威迫・強要など審査官等の言動に関するもの (審査手続指針第2の2(3)ア)	聴取時間・休憩時間に関するもの (審査手続指針第2の2(4))	供述調書の作成・署名押印の際の手続に関するもの (審査手続指針第2の2(5))	合計
処理件数	0	2	1	1	4
却下したもの	0	2	1	1	4
必要な措置を講じたもの	0	0	0	0	0

第5表 平成30年度法的措置一覧表

一連番号	事件番号	件名	内容	課徴金の総額 (最高額～最低額)	法的措置対象事業者等の数	違反法条	排除措置命令 年月日
1	30 (措) 12	㈱フジタに対する件	㈱フジタは、農林水産省が東北農政局において発注した5件の土木一式工事に係る取引において、自己と競争関係にある入札参加者である建設業者とその取引の相手方である農林水産省との取引を不当に妨害していた。	-	1	第19条 (一般指定第14項)	30.6.14

一連番号	事件番号	件名	内容	課徴金の総額 (最高額～最低額)	法的措置 対象事業者等の数	違反法条	排除措置 命令 年月日
2	30 (措) 13	全日本空輸(株)が発注する制服の販売業者に対する件	全日本空輸(株)発注の制服の販売業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意していた。	3186万円 (1780万円～ 372万円)	5	第3条後段	30.7.12
3	30 (措) 14	宮城県大崎市等が発注する建設関連業務の入札参加業者に対する件	宮城県大崎市等発注の建設関連業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	2035万円 (579万円～ 251万円)	11	第3条後段	30.7.26
4	30 (措) 15	宮城県北部土木事務所が発注する建設関連業務の入札等の参加業者に対する件	宮城県北部土木事務所発注の建設関連業務の入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	151万円	7	第3条後段	30.7.26
5	30 (措) 16	宮城県北部土木事務所栗原地域事務所が発注する建設関連業務の入札参加業者に対する件	宮城県北部土木事務所栗原地域事務所発注の建設関連業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	317万円	5	第3条後段	30.7.26
6	30 (措) 17	近畿地区に店舗を設置する百貨店業者に対する件	近畿地区に店舗を設置する百貨店業者が、近畿地区の店舗において顧客から收受する優待ギフト送料の額を引き上げる旨を合意していた。	1億9397万円 (6758万円～ 641万円)	5	第3条後段	30.10.3
7	30 (措) 18	ドコモショップユニフォームの見積り合わせの参加業者に対する件	ドコモショップユニフォームの縫製会社を決定するための見積り合わせの参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意していた。	1025万円 (429万円～ 211万円)	6	第3条後段	30.10.18
8	30 (措) 19	ドコモショップユニフォームの見積り合わせの参加業者に対する件	ドコモショップユニフォームのレンタル運用会社を決定するための見積り合わせの参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意していた。	-	6	第3条後段	30.10.18
合 計				2億6111万円	46		

(注) 一般指定とは、不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）を指す。

第6表 課徴金制度の運用状況（注1）

年度	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
昭和52年度	0	0
53年度	4	507万円
54年度	134	15億7174万円
55年度	203	13億3111万円
56年度	148	37億3020万円
57年度	166	4億8354万円
58年度	93	14億9257万円
59年度	5	3億5310万円
60年度	38	4億747万円
61年度	32	2億7554万円
62年度	54	1億4758万円
63年度	84	4億1899万円
平成元年度	54	8億349万円

2年度	175	125億6214万円
3年度	101	19億7169万円
4年度	135	26億8157万円
5年度	406	35億5321万円
6年度	512	56億6829万円
7年度	741	64億4640万円
8年度	368	74億8616万円
9年度	369	(注2) 28億2322万円
10年度	576	31億4915万円
11年度	335	54億5891万円
12年度	719	85億1668万円
13年度	248	21億9905万円
14年度	561	43億3400万円
15年度	468	(注3) 38億6712万円
16年度	219	111億5029万円
17年度	399	188億7014万円
18年度	158	92億6367万円
19年度	162	112億9686万円
20年度	87	(注4) 270億2546万円
21年度	106	360億7471万円
22年度	156	720億8706万円
23年度	277	(注5, 6, 7) 411億9965万円
24年度	113	250億7644万円
25年度	181	302億4283万円
26年度	128	171億4303万円
27年度	31	85億1076万円
28年度	32	91億4301万円
29年度	32	18億9210万円
30年度	18	2億6111万円
合計	8,828	4009億7511万円

(注1) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決を含み、同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令を除く。

(注2) 平成15年9月12日、協業組合カンセイに係る審決取消請求事件について、審決認定(平成10年3月11日、課徴金額1934万円)の課徴金額のうち967万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が出された(同判決は確定した。)

(注3) 平成16年2月20日、土屋企業㈱に係る審決取消請求事件について、審決認定(平成15年6月13日、課徴金額586万円)の課徴金額のうち302万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が出された(同判決は確定した。)

(注4) 三菱樹脂㈱に対する審判事件について、平成28年2月24日、課徴金納付命令(平成21年2月18日、課徴金額37億2137万円)のうち、37億1041万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

(注5) エア・ウォーター㈱に係る審決取消請求事件について、審決を取り消す旨の判決が出され、同判決が確定したことを受け、平成26年10月14日、課徴金納付命令(平成23年5月26日、課徴金額36億3911万円)のうち、7億2782万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

(注6) 日本トイザラス㈱に対する審判事件について、平成27年6月4日、課徴金納付命令(平成23年12月13日、課徴金額3億6908万円)のうち、2億2218万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

(注7) ㈱山陽マルナカに対する審判事件について、平成31年2月20日、課徴金納付命令(平成23年6月22日、課徴金額2億2216万円)のうち、1億7839万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

第2 法的措置等

平成30年度においては、8件について法的措置を採った。これら8件の違反法条をみると、独占禁止法第3条後段（不当な取引制限の禁止）違反7件及び同法第19条（不公正な取引方法の禁止）違反1件となっている。

これら8件の概要は次のとおりである。

1 独占禁止法第3条後段違反事件

(1) 全日本空輸(株)が発注する制服の販売業者に対する件（平成30年（措）第13号）

排除措置年月日	違反法条
30.7.12	独占禁止法第3条後段

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	(株)高島屋	大阪市中央区難波五丁目1番5号	代表取締役 木本 茂	○	1780万円
2	(株)そごう・西武	東京都千代田区二番町5番地25	代表取締役 林 拓二	○	1034万円
3	(株)名鉄百貨店	名古屋市中村区名駅一丁目2番1号	代表取締役 黒野 友之	○	372万円
4	伊藤忠商事(株)	大阪市北区梅田三丁目1番3号	代表取締役 鈴木 善久	○	—
5	オンワード商事(株)	東京都千代田区飯田橋二丁目10番10号	代表取締役 田村 保治	○	—
6	丸紅メイト(株)	東京都千代田区神田錦町三丁目20番地	代表取締役 片山 貴文	—	—
合計				5社	3186万円

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

(注3) 違反事業者名について、以下「(株)」の記載を省略する。

イ 違反行為の概要

前記アの表記載の6社（以下「6社」という。）は、遅くとも平成25年12月6日までに、全日本空輸(株)（以下「全日空」という。）が平成25年11月1日に説明会を開催して新規に調達を開始した全日空向け制服（注4）について

- ㉞ カテゴリー1（注5）は高島屋、カテゴリー2及びカテゴリー3はそごう・西武、カテゴリー4は名鉄百貨店をそれぞれ受注すべき者（以下「受注予定者」という。）とすること
- ㉟ a 6社のうちオンワード商事（注6）を除く者らは、カテゴリーごとの受注予定者の見積価格がそれぞれ最も低い価格となるようにし、受注予定者以外の者は受注予定者よりも高い見積価格を提示等すること
- b オンワード商事は、6社のうち同社を除く者らに対して全日空向け制服の完成

品見本，原反引受証明書及び表地の試験鑑定証明書（以下「完成品見本等」という。）を事前に提供し，特に，カテゴリーごとの受注予定者には仕様書の基準に合致した品質の完成品見本等を事前に提供すること

により受注予定者が受注できるようにすること

を合意（以下「本件合意」という。）することにより，公共の利益に反して，全日空向け制服の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注4）「全日空向け制服」とは，全日空が仕様を定め，同社等の客室乗務員又は地上係員に着用させる制服をいう。

（注5）全日空は，女性の客室乗務員用制服をカテゴリー1に，女性の地上係員用制服をカテゴリー2及びカテゴリー3に，男性の客室乗務員及び地上係員用制服をカテゴリー4に，それぞれ分類し，カテゴリーごとに受注者を選定した。

（注6）全日空は，オンワード商事に対し，全日空向け制服に係るデザイナーの選定，生地を検討，仕様書の企画・作成，説明会資料の作成等に関する業務を委託していたことを理由として，同社からの調達を予定していなかった。

ウ 排除措置命令の概要

(7) 高島屋，そごう・西武，名鉄百貨店，伊藤忠商事及びオンワード商事の5社（以下(1)において「5社」という。）は，それぞれ，次の事項を，取締役会において決議しなければならない。

a 本件合意が消滅していることを確認すること。

b 今後，相互の間において，又は他の事業者と共同して，全日空向け制服について，受注予定者を決定せず，各社がそれぞれ自主的に販売活動を行うこと。

(イ) 5社は，それぞれ，前記(7)に基づいて採った措置を，自社を除く4社及び全日空に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

(ウ) 5社は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，全日空向け制服について，受注予定者を決定してはならない。

エ 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は，平成31年2月13日までに，それぞれ前記アの表の「課徴金額」欄記載の額（総額3186万円）を支払わなければならない。

(2) 宮城県大崎市及び大崎市土地開発公社又は宮城県が発注する建設関連業務の入札等の参加業者に対する件（平成30年（措）第14号～第16号）

排除措置年月日	違反法条
30.7.26	独占禁止法第3条後段

ア 関係人

(7) 大崎市等発注の特定建設関連業務（注1）

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	㈱栄和技術コンサルタント	宮城県大崎市古川中里五丁目15番10号	代表取締役 土屋 貴弘	○	579万円

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
2	(株)大崎測量設計コンサルタント	宮城県大崎市古川稲葉一丁目11番12号	代表取締役 阿部 慎一	○	421万円
3	(株)マドック	宮城県大崎市古川江合錦町二丁目1番3号	代表取締役 平澤 紀元	○	414万円
4	(株)古川測量設計事務所	宮城県大崎市古川中里三丁目11番41号	代表取締役 佐藤 重	○	370万円
5	(株)テクノブレイン	宮城県大崎市古川台町5番13号	代表取締役 峯岸 千絵	○	251万円
6	(有) 共栄技術コンサルタント	宮城県大崎市松山金谷字金谷崎畑8番地	代表取締役 井上 賢二	○	—
7	システム・ZERO(株)	宮城県大崎市古川福沼一丁目13番5-202号	代表取締役 尾形 信一	○	—
8	(株)東翔測量設計	宮城県大崎市古川北町三丁目9番24号	代表取締役 相澤 喜夫	○	—
9	(株)萩測量設計事務所	宮城県大崎市古川塚目字北原108番地の2	代表取締役 佐川 吉夫	○	—
10	(有) 北都技研開発	宮城県大崎市松山千石字広田66番地の1	取締役 伊藤 正	○	—
11	(有) 和光測量設計社	宮城県大崎市古川江合寿町一丁目8番10号	代表取締役 三塚 富夫	○	—
12	(株)江合技術コンサルタント	宮城県大崎市古川休塚字三ツ江21番地	代表取締役 千葉 清隆	—	—
13	(株)千葉測量設計※	宮城県大崎市古川大宮六丁目11番23号		—	—
合計				11社	2035万円

(注1)「大崎市等発注の特定建設関連業務」とは、宮城県大崎市又は大崎市土地開発公社が、指名競争入札の方法により測量業務又は土木関係建設コンサルタント業務として発注する業務（宮城県大崎市の区域に本店を置く複数の事業者が入札の参加者に含まれるものに限る。）をいう。

(注2)表中の「○」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象事業者であることを示している。

(注3)表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

(注4)「※」を付した事業者は、株主総会の決議により解散し、事業活動の全部を取りやめており、清算が終了している。

(4) 北部土木事務所発注の特定建設関連業務（注5）

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	(株)栄和技術コンサルタント	宮城県大崎市古川中里五丁目15番10号	代表取締役 土屋 貴弘	○	151万円
2	(株)大崎測量設計コンサルタント	宮城県大崎市古川稲葉一丁目11番12号	代表取締役 阿部 慎一	○	—
3	(株)加美測量設計事務所	宮城県加美郡加美町字矢越191番地	代表取締役 佐々木 清則	○	—
4	(株)テクノブレイン	宮城県大崎市古川台町5番13号	代表取締役 峯岸 千絵	○	—
5	(株)古川測量設計事務所	宮城県大崎市古川中里三丁目11番41号	代表取締役 佐藤 重	○	—
6	(株)マドック	宮城県大崎市古川江合錦町二丁目1番3号	代表取締役 平澤 紀元	○	—

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
7	(有) 和光測量設計社	宮城県大崎市古川江合寿町一丁目8番10号	代表取締役 三塚 富夫	○	—
8	(株)江合技術コンサルタント	宮城県大崎市古川休塚字三ツ江21番地	代表取締役 千葉 清隆	—	—
合計				7社	151万円

(注5)「北部土木事務所発注の特定建設関連業務」とは、宮城県が、北部土木事務所において、入札等（指名競争入札及び見積り合わせをいう。以下同じ。）の方法により測量業務又は建設コンサルタント業務として発注する業務（建設コンサルタント業務として発注されるもののうち、地質調査業務を含むものは除く。）のうち、大崎地域（宮城県大崎市、加美郡及び遠田郡の区域をいう。以下同じ。）を業務場所とし、測量業務又は建設コンサルタント業務のA等級業者のみを入札等の参加者とするもの（大崎地域に本店を置く複数の事業者が入札等の参加者に含まれるものに限る。）をいう。

(注6) 表中の「○」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象事業者であることを示している。

(注7) 表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

㊦ 栗原地域事務所発注の特定建設関連業務（注8）

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	(株)ウイル	宮城県栗原市築館字下宮野川南12番地の1	代表取締役 鈴木 孝司	○	317万円
2	岩倉測量設計(株)	宮城県栗原市栗駒中野上野原北38番地	代表取締役 千葉 厚	○	—
3	(有) 大洋測量設計	宮城県栗原市築館字下宮野町33番地	代表取締役 高橋 大石	○	—
4	(株)田中測量設計	宮城県栗原市金成小堤涌戸31番地	代表取締役 田中 智巳	○	—
5	(株)渡工測量設計	宮城県栗原市築館源光4番45-2号	代表取締役 菅原 公	○	—
合計				5社	317万円

(注8)「栗原地域事務所発注の特定建設関連業務」とは、宮城県が、北部土木事務所栗原地域事務所において、指名競争入札の方法により測量業務又は建設コンサルタント業務として発注する業務のうち、測量業務又は建設コンサルタント業務のA等級業者のみを入札の参加者とするもの（宮城県栗原市の区域に本店を置く複数の事業者が入札の参加者に含まれるものに限る。）をいう。

(注9) 表中の「○」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象事業者であることを示している。

(注10) 表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

イ 違反行為の概要

(7) 大崎市等発注の特定建設関連業務

前記ア㊦の表記載の13社は、遅くとも平成25年7月3日以降（前記ア㊦の表記載の番号13の事業者にあつては、平成28年7月6日以降）、大崎市等発注の特定建設関連業務について、受注価格の低落防止等を図るため

a (a) 原則として、業務の内容等に応じてあらかじめ定めた区分に含めた者の中から受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定する

(b) 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

- b 各社の役員級の者らによる会合を開催するなどして
 - (a) 業務の内容等に応じてあらかじめ定めた区分に含めた者について、区分ごとに受注予定者となる順番をあらかじめ定め、原則として当該順番に該当する者を受注予定者とする
 - (b) 前記(a)の順番に該当する者以外の者が受注を希望する場合等においては、自社の本店等と業務場所との距離、過去に受注した業務との継続性等を勘案して、順番に該当する者と受注を希望する者らの話し合いにより受注予定者を決定する
 - (c) 受注予定者が提示する入札価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が示した入札価格以上の入札価格を提示する又は入札を辞退することにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
- これにより、前記ア⑦の表記載の13社は、公共の利益に反して、大崎市等発注の特定建設関連業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(イ) 北部土木事務所発注の特定建設関連業務

前記ア④の表記載の8社は、遅くとも平成25年7月24日以降（前記ア④の表記載の番号7の事業者にあつては、平成26年7月9日以降）、北部土木事務所発注の特定建設関連業務について、受注価格の低落防止等を図るため

- a (a) 原則としてあらかじめ定めた順番により受注予定者を決定する
- (b) 前記(a)の順番に該当する者以外の者が受注を希望する場合等においては、話し合いにより受注予定者を決定する
- (c) 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

- b 各社の役員級の者らによる会合を開催するなどして
 - (a) 受注予定者となる順番をあらかじめ定め、原則として当該順番に該当する者を受注予定者とする
 - (b) 前記(a)の順番に該当する者以外の者が受注を希望する場合等においては、自社の本店等と業務場所との距離、過去に受注した業務との継続性等を勘案して、順番に該当する者と受注を希望する者らの話し合いにより受注予定者を決定する
 - (c) 受注予定者が提示する入札価格又は見積価格（以下「入札価格等」という。）は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者等が示した入札価格等以上の入札価格等を提示する又は入札等を辞退する

ことにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、前記ア④の表記載の8社は、公共の利益に反して、北部土木事務所発注の特定建設関連業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(ウ) 栗原地域事務所発注の特定建設関連業務

前記ア⑥の表記載の5社は、遅くとも平成25年7月10日以降（前記ア⑥の表記載の番号4の事業者にあつては、平成26年5月28日以降）、栗原地域事務所発注の特定建設関連業務について、受注価格の低落防止を図るため

- a (a) 自社の本店等と業務場所との距離、過去に受注した業務との継続性等により受注予定者を決定する
 - (b) 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に
 - b (a) 自社の本店等と業務場所との距離、過去に受注した業務との継続性等を理由に受注を希望する者がその旨を表明して受注を希望する者以外の者から了承を得ることにより、受注予定者を決定する
 - (b) 受注予定者が提示する入札価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が連絡した入札価格以上の入札価格を提示することにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
- これにより、前記ア ㊦)の表記載の5社は、公共の利益に反して、栗原地域事務所発注の特定建設関連業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

ウ 排除措置命令の概要

前記イの違反行為ごとに、次のとおり排除措置命令を行った。

- (ア) 各取引分野における排除措置命令の対象事業者（以下(2)において「名宛人」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会等において決議しなければならない。
 - a 前記イの行為を取りやめていることを確認すること。
 - b 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して
 - (a) 大崎市が測量業務又は土木関係建設コンサルタント業務として発注する業務
 - (b) 宮城県が北部土木事務所において測量業務又は建設コンサルタント業務として発注する業務
 - (c) 宮城県が北部土木事務所栗原地域事務所において測量業務又は建設コンサルタント業務として発注する業務
- について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。
- (イ) 名宛人は、それぞれ、前記(ア)に基づいて採った措置を、自社を除く名宛人及び発注者に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
 - (ウ) 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、前記(ア) bの業務について、受注予定者を決定してはならない。

エ 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成31年2月27日までに、それぞれ前記アの表の「課徴金額」欄記載の額（総額2503万円）を支払わなければならない。

オ 宮城県に対する要請について

- (ア) 宮城県は、本件審査開始前に、北部土木事務所発注の特定建設関連業務のうち特定の入札に関し、同県が定める談合情報対応マニュアルに基づき入札参加業者に対する事情聴取等の調査を行ったところ、入札参加業者のうち1社から、受注予定者を決定する会合に出席したことなど、自ら談合を行っていた旨の説明を受けた。
- しかし、宮城県は、前記入札に関し、他の入札参加業者に対する事情聴取結果等

から、前記マニュアルの「談合の事実があったと認められない場合」に該当すると判断して、自ら談合を行っていた旨を認めた1社を含め、全ての入札参加業者から談合を行っていない旨の誓約書の提出を求めた。

- (イ) 本件審査の過程において、前記(ア)の事実が明らかになったことから、宮城県に対し、今後、入札等の参加業者自らが入札等に関し談合を行っていた旨を認めた場合等を含め談合の疑いが払拭できない事例についても対応し得るよう、前記(ア)のマニュアルの改定など、所要の改善を図ることを要請した。

(3) 近畿地区（注1）に店舗を設置する百貨店業者に対する件（平成30年（措）第17号）

排除措置年月日	違反法条
30.10.3	独占禁止法第3条後段

(注1) 「近畿地区」とは、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県をいう。

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	㈱阪急阪神百貨店	大阪市北区角田町8番7号	代表取締役 荒木 直也	○	6758万円
2	㈱高島屋	大阪市中央区難波五丁目1番5号	代表取締役 木本 茂	○	5876万円
3	㈱近鉄百貨店	大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号	代表取締役 高松 啓二	○	4485万円
4	㈱京阪百貨店	大阪府守口市河原町8番3号	代表取締役 辻 良介	○	1637万円
5	㈱そごう・西武	東京都千代田区二番町5番地25	代表取締役 林 拓二	○	641万円
6	㈱大丸松坂屋百貨店	東京都江東区木場二丁目18番11号	代表取締役 好本 達也	—	—
合計				5社	1億9397万円

(注2) 表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注3) 表中の「—」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

(注4) 違反事業者名について、以下「㈱」の記載を省略する。

イ 違反行為の概要

- (ア) a 前記アの表記載の阪急阪神百貨店、高島屋、近鉄百貨店、京阪百貨店、そごう・西武及び大丸松坂屋百貨店の6社（以下「6社」という。）及び㈱高島屋サービス（以下「高島屋サービス」という。）（注5）は、平成27年7月頃から同年9月上旬にかけて、各社の物流担当者が参加する大阪百貨店物流連絡会と称する会合（以下「物流連絡会」という。）の場で又は個別に、近畿地区の店舗において顧客から收受する優待ギフト送料（注6）（ウェブサイトにおいて優待ギフトの配送を受託する際に收受するものを除く。以下同じ。）の額の引上げについて情報交換を行い、6社のうちそごう・西武を除く者らは、遅くとも平成27年9月上旬までに、各社の近畿地区の店舗において顧客から收受する優待ギフト送料の額を300円程度に引き上げることを合意した。

- b そごう・西武は、平成27年9月上旬以降も引き続き、物流連絡会の場で又は

個別に、阪急阪神百貨店、近鉄百貨店、京阪百貨店及び大丸松坂屋百貨店並びに高島屋サービスとの間において、近畿地区の店舗において顧客から收受する優待ギフト送料の額の引上げについて情報交換を行い、遅くとも平成28年2月上旬までに、前記aの合意に参加した。

(注5) 高島屋サービスは、高島屋が90.3パーセントを出資する同社の子会社であり、平成29年8月末まで、高島屋から、同社が販売する後記注6の優待ギフト送料が適用される商品（以下「優待ギフト」という。）の配送に係る役務に関し、同社が販売する優待ギフトの包装、保管、発送等の物流に関する業務を受託していた。

(注6) 「優待ギフト送料」とは、中元期又は歳暮期のみを使用するカタログに掲載して販売する商品の配送を受託する際に顧客から收受する配送料金であって、全国各地への配送が一律の額の料金であるもの（金券類の配送に係るものを除く。）をいう。

- (イ) 6社は、前記(ア)の合意をすることにより、公共の利益に反して、近畿地区に店舗を設置する百貨店業者が近畿地区の店舗において販売する優待ギフトの配送分野における競争を実質的に制限していた。

ウ 排除措置命令の概要

- (ア) 阪急阪神百貨店、高島屋、近鉄百貨店、京阪百貨店及びそごう・西武の5社（以下(3)において「5社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

- a 前記イ(ア)の合意が消滅していることを確認すること。
- b 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、近畿地区の店舗において顧客から收受する優待ギフト送料の額を決定せず、各社がそれぞれ自主的に決めること。
- c 今後、相互に、又は他の事業者と、近畿地区の店舗において顧客から收受する優待ギフト送料の額に関する情報交換を行わないこと。

- (イ) 5社は、それぞれ、前記(ア)に基づいて採った措置を、自社を除く4社に通知するとともに、自社の顧客に周知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

- (ウ) 5社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、近畿地区の店舗において顧客から收受する優待ギフト送料の額を決定してはならない。

- (エ) 5社は、今後、それぞれ、相互に、又は他の事業者と、近畿地区の店舗において顧客から收受する優待ギフト送料の額に関する情報交換を行ってはならない。

エ 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成31年5月7日までに、それぞれ前記アの表の「課徴金額」欄記載の額（総額1億9397万円）を支払わなければならない。

- (4) ドコモショップユニフォーム（注1）の見積り合わせの参加業者に対する件（平成30年（措）第18号・19号）

排除措置年月日	違反法条
30.10.18	独占禁止法第3条後段

(注1) 「ドコモショップユニフォーム」とは、ドコモショップ（㈱NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という。））の代理店が運営する携帯電話の販売店の女性スタッフが平成28年10月から着用するユニ

フォームをいう。

(注2) 本件違反行為に係る取引分野のうち、縫製会社(注3)を決定するための見積り合わせに係るものを「レンタル運用会社向けドコモショップユニフォーム」、レンタル運用会社(注4)を決定するための見積り合わせに係るものを「ドコモショップユニフォームのレンタル運用」という。

(注3)「縫製会社」とは、レンタル運用会社向けにドコモショップユニフォームを販売する者である。

(注4)「レンタル運用会社」とは、NTTドコモに対してドコモショップユニフォームをレンタルサービスにより貸与する者である。

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	レンタル運用会社向けドコモショップユニフォーム	ドコモショップユニフォームのレンタル運用	合計
				排除措置命令	排除措置命令	
				課徴金額	課徴金額	
1	伊藤忠商事(株)	大阪市北区梅田三丁目1番3号	代表取締役 鈴木 善久	○ 429万円	○ —	2件 429万円
2	(株)高島屋	大阪市中央区難波五丁目1番5号	代表取締役 木本 茂	○ 385万円	○ —	2件 385万円
3	ツカモトユーエス(株)	東京都中央区日本橋本町一丁目6番5号	代表取締役 西村 隆	○ 211万円	○ —	2件 211万円
4	(株)サンベックスイスト	東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号	代表取締役 宍戸 典之	○ —	○ —	2件 —
5	双日ジーエムシー(株)	東京都港区赤坂八丁目1番22号	代表取締役 林屋 治夫	○ —	○ —	2件 —
6	(株)そごう・西武	東京都千代田区二番町5番地25	代表取締役 林 拓二	○ —	/	1件 —
7	三菱商事ファッション(株)	東京都渋谷区恵比寿四丁目3番14号	代表取締役 中嶋 敏博	/	○ —	1件 —
8	丸紅(株)	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	代表取締役 國分 文也	— —	/	— —
9	丸紅メイト(株)	東京都千代田区神田錦町三丁目20番地	代表取締役 片山 貴文	/	— —	— —
違反事業者数				7社	7社	延べ14社 (実数9社)
排除措置命令対象事業者数				6社	6社	延べ12社 (実数7社)
課徴金納付命令対象事業者数				3社	—	3社
課徴金額				1025万円	—	1025万円

(注5) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注6) 表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

(注7) 表中の「/」は、当該取引分野における違反事業者ではないことを示している。

(注8) 違反事業者名について、以下「(株)」の記載を省略する。

イ 違反行為の概要

(7) レンタル運用会社向けドコモショップユニフォームに係る違反行為

- a 伊藤忠商事、ツカモトユーエス及び丸紅の3社は、遅くとも平成26年12月10日

までに、ドコモショップユニフォームについて、

- (a) カテゴリー（注9）ごとに受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるようにすること
- (b) カテゴリー1は伊藤忠商事及びツカモトユーエス、カテゴリー2は高島屋、カテゴリー3は丸紅をそれぞれ受注予定者とするこ
とを合意した。

b 高島屋は、遅くとも平成26年12月11日までに、ドコモショップユニフォームについて、ツカモトユーエス及び丸紅からカテゴリー2の受注予定者になることを伝えられ、連絡された見積価格を提示することに同意し、これにより前記 a (a)の合意に加わった。

c サンペックスイスト、双日ジーエムシー及びそごう・西武は、遅くとも平成26年12月15日までに、ツカモトユーエス又は丸紅から連絡された見積価格を提示することに同意し、これにより前記 a (a)の合意に加わった。

これら7社は、前記のとおり、縫製会社を決定するための見積り合わせについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意することにより、公共の利益に反して、レンタル運用会社向けドコモショップユニフォームの取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注9) NTTドコモは、ジャケット、ベスト、スカート、パンツ及びベルトをカテゴリー1に、長袖ブラウス（白）、半袖ブラウス（白）及びカットソーをカテゴリー2に、長袖ブラウス（紺）及び半袖ブラウス（紺）をカテゴリー3に、それぞれ分類し、カテゴリーごとに受注者を選定した。また、NTTドコモは、カテゴリーによっては複数社を受注者とするところもあったとしていた。

(イ) ドコモショップユニフォームのレンタル運用に係る違反行為

7社（前記アの表の番号6及び8以外の事業者）は、遅くとも平成27年6月22日までに、レンタル運用会社を決定するための見積り合わせについて、丸紅メイトを受注予定者とし、受注予定者以外の者は丸紅メイトが受注できるようにする旨を合意することにより、公共の利益に反して、ドコモショップユニフォームのレンタル運用に係る取引分野における競争を実質的に制限していた。

ウ 排除措置命令の概要

前記イの違反行為ごとに、次のとおり排除措置命令を行った。

- (ア) 各取引分野における排除措置命令の対象事業者（以下(4)において「名宛人」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - a 前記イの合意が消滅していることを確認すること。
 - b 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、ドコモショップの女性スタッフが着用するユニフォームについて、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。
- (イ) 名宛人は、それぞれ、前記(ア)に基づいて採った措置を、自社を除く名宛人、㈱ユニメイト（注10）及びNTTドコモに通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (ロ) 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、ドコモショップの女性スタッフが着用するユニフォームについて、受注予定者を決定

してはならない。

(注10) 平成30年3月30日付けで丸紅メイトからレンタル運用事業を承継。㈱ユニメイトへの通知に関する命令は、レンタル運用会社向けドコモショップユニフォームの取引分野に係る名宛人のみが対象。

エ 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成31年5月20日までに、それぞれ前記アの表の「課徴金額」欄記載の額（総額1025万円）を支払わなければならない。

2 独占禁止法第19条違反事件

㈱フジタに対する件（平成30年（措）第12号）

排除措置年月日	違反法条
30.6.14	独占禁止法第19条（一般指定第14項）

(1) 関係人

名称	所在地	代表者	事業の概要
㈱フジタ	東京都新宿区西新宿四丁目32番22号	代表取締役 奥村 洋治	建設工事の請負等

(2) 本件対象工事（注1）の発注方法等

ア 農林水産省は、東北農政局において、本件対象工事について、WTO案件（注2）として、施工体制確認型総合評価落札方式（注3）の標準A-II型（注4）による一般競争入札の方法により発注していた。

このため、農林水産省は、東北農政局において、本件対象工事を発注するに当たり、入札参加申請者に対して、入札説明書において技術提案の課題を示し、技術提案を記載した技術提案書の提出を求めている。

(注1) 「本件対象工事」とは、本件違反行為の対象となった農林水産省が東北農政局において発注した5件の土木一式工事をいう。

(注2) 「WTO案件」とは、「政府調達に関する協定」及び「政府調達に関する協定を改正する議定書」の適用を受けて調達手続を実施するものをいい、平成26年度又は平成27年度に農林水産省が東北農政局において発注する土木一式工事にあつては、当該物件の入札公告前の決裁時の予定価格相当額（消費税相当額込み。）が6億円以上であるものをいう。

(注3) 「施工体制確認型総合評価落札方式」とは、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する方式のうち、発注者が品質確保のための体制その他施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実施できるかどうかについて審査する方式をいう。

(注4) 「標準A-II型」とは、農林水産省が東北農政局において実施する施工体制確認型総合評価落札方式のうち、品質向上に関する技術提案書の提出を求め、入札価格と技術提案を総合的に評価するもので、標準点（後記注5参照）、施工体制評価点（後記注6参照）及び加算点（後記注7参照）を合計した数値を入札価格により除して算出した評価値が最も高い者を落札者と決定する方式をいう。

イ 農林水産省は、東北農政局において、本件対象工事について、入札参加者の標準点（注5）、施工体制評価点（注6）、加算点（注7）及び入札価格により落札者を決定することとしていたところ、いずれの工事も標準点及び施工体制評価点については入札参加者の間で点数に差が生じなかったため、入札参加者の加算点及び入札価格によって落札者を決定していた。農林水産省は、東北農政局において、本件対象工事に

ついて、評価者3名が技術提案を評価した後、工事技術評価委員会（注8）において、当該評価者3名が評価した内容を検討した上で評価内容及び技術評価点を決定し、さらに、技術審査会（注9）において工事技術評価委員会での評価内容及び技術評価点を審議し、最終的な技術評価点を決定していた。その際、技術審査会は、本件対象工事について、工事技術評価委員会が決定した技術評価点をそのまま追認していた。

（注5）「標準点」とは、入札説明書において定める競争参加資格条件を満たしている者に付与される点数をいう。

（注6）「施工体制評価点」とは、技術提案書の内容に応じ、品質確保の実効性、施工体制確保の確実性の評価に基づき付与される点数をいう。

（注7）「加算点」とは、入札参加申請者の技術評価点（技術提案の内容に応じ、評価者が付与した点数の合計点）に基づき算出される点数をいう。

（注8）「工事技術評価委員会」とは、東北農政局が設置した総合評価落札方式による工事の技術提案の評価を行う機関をいう。

（注9）「技術審査会」とは、東北農政局が設置した、工事技術評価委員会における総合評価落札方式による工事の技術提案の評価結果の報告を受けて審査する機関をいう。

(3) 違反行為の概要

ア (株)フジタ（以下「フジタ」という。）は、平成24年4月1日以降、農林水産省が東北農政局において施工体制確認型総合評価落札方式による一般競争入札の方法により発注する土木一式工事について、東北農政局を退職した後にフジタ東北支店に再就職した従業員（以下「フジタ東北支店に再就職した東北農政局元職員」という。）から、評価者であり、かつ、工事技術評価委員会に出席する立場にあった東北農政局土地改良技術事務所の職員（以下「東北農政局の評価担当者」という。）に対して、技術提案書の提出期限前に、技術提案の内容について添削又は技術提案についての助言（以下「添削等」という。）を依頼し、添削等を受けることがあった。

イ フジタは、本件対象工事について

(ア) フジタ東北支店に再就職した東北農政局元職員から、東北農政局の評価担当者に対して、技術提案書の提出期限前に、技術提案書の添削等を依頼し、フジタ東北支店において当該添削等を踏まえて技術提案書を作成して東北農政局に提出し

(イ) フジタ東北支店に再就職した東北農政局元職員から、東北農政局の評価担当者に対して、入札書の提出期限前に、入札参加申請者の技術評価点及び順位を問い合わせ、これらに関する情報について教示を受け

フジタ東北支店において入札していた。

ウ フジタ東北支店は、前記イの行為により本件対象工事の入札に係る取引を妨げ、本件対象工事の技術評価点において全て1位となり、本件対象工事のうち2件（注10）の工事を落札し受注した。

（注10）5件の工事のうち4件は、2件ごとに一括審査方式（技術提案等を共通化できる複数の工事を一括して公告し、技術提案等を一括して審査を実施する方式。また、入札参加申請者が、当該複数の工事に入札参加し、先に開札された工事の落札者となった場合、後に開札された工事の入札が無効として取り扱われるもの）が適用されたことから、一つの建設業者が落札・受注できる工事は最大で3件となる。

エ フジタは、農林水産省が東北農政局において発注した本件対象工事に係る取引において、自己と競争関係にある入札参加者である建設業者とその取引の相手方である農林水産省との取引を不当に妨害していた。

(4) 排除措置命令の概要

ア フジタは、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

- ⑦ 前記(3)イの行為を既に行っていないことを確認すること。
- ⑧ 今後、農林水産省が東北農政局において発注する土木一式工事について、前記(3)イの行為と同様の行為を行わないこと。

イ フジタは、前記アに基づいて採った措置を、東北農政局に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

ウ フジタは、今後、農林水産省が東北農政局において発注する土木一式工事について、前記(3)イの行為と同様の行為を行ってはならない。

エ フジタは、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。

- ⑦ 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の改定及び自社従業員に対する周知徹底
- ⑧ 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての、農林水産省が東北農政局において発注する土木一式工事の入札に関与する者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査
- ⑨ 独占禁止法違反行為に関与した従業員に対する処分に関する規程の改定

(5) 建設業者10社（注11）に対する注意について

ア 行為の概要

本件審査の過程において、平成28年度まで、農林水産省が東北農政局において一般競争入札の方法により発注した土木一式工事について、建設業者10社に在籍する東北農政局の元職員が、入札前に、相互に入札参加の意向を確認し合っていた行為が認められた。

イ 注意の概要

公正取引委員会は、前記アの行為は独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定の違反につながるおそれがあるものとして、建設業者10社に対し、注意を行った。

（注11）「建設業者10社」とは、農林水産省が東北農政局において一般競争入札の方法により発注する土木一式工事に係る競争参加資格を有する建設業者10社をいう。

(6) 農林水産省に対する申入れについて

ア 東北農政局の職員の行為について

(7) 行為の概要

本件審査の過程において、少なくとも平成24年度から平成28年度までの間に、農林水産省が東北農政局において一般競争入札の方法により発注した土木一式工事について、東北農政局の職員が、同工事に係る競争参加資格を有する建設業者に在籍する農林水産省の元職員に対して

- a 入札公告日等（未公表情報）の教示
- b 技術提案の課題（未公表情報）の教示
- c 技術提案書の添削等（技術提案書の提出期限前）
- d 技術評価点及び順位（未公表情報）の教示
- e 積算金額（非公表情報）の教示
- f 他の入札参加者の施工済み又は施工中の工事に係る技術提案書（非公表情報）の提供

を行っていた事実が認められた。

(4) 申入れの概要

前記(7)の行為は、独占禁止法違反行為を誘発又は助長するおそれのある行為であるとともに、競争入札の制度趣旨を没却する行為であることから、公正取引委員会は、農林水産省に対し、同省の発注担当職員（注12）に対して、同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。

（注12）「発注担当職員」とは、入札契約段階に限らず、設計から検査、確認、評価の段階までの発注事務を担当する職員をいう。

イ 建設業者10社に在籍する東北農政局の元職員の行為について

(7) 行為の概要

本件審査の過程において、建設業者10社に在籍する東北農政局の元職員が、前記(5)アの行為を行っていた事実が認められた。

(4) 申入れの概要

前記(5)アの行為は、独占禁止法の規定の違反につながるおそれがある行為であることから、公正取引委員会は、農林水産省に対し、同省の職員が退職する場合には、当該職員に対して、退職前に、必要に応じて、同様の行為が再び行われることのないよう独占禁止法の遵守についての研修を実施することを申し入れた。

第3 警告等

1 警告

平成30年度において警告を行ったものの概要は、次のとおりである。

第8表 平成30年度警告事件一覧表

一連番号	件名	内容	関係法条	警告年月日
1	岩手県産物(株)に対する件	<p>次の行為により、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、取引の相手方に対して取引の対価の額を減じていた疑い。</p> <p>○ 納入業者のうち、1か月間における特定商品（納入業者から仕入れた商品のうち、物産展において販売するために仕入れた商品等を除いたものをいう。）の仕入金額（消費税相当額を除く。）の合計額が100万円以上となった納入業者のほとんど全てに対し、平成29年7月から平成30年9月までの間、自社の収益状況を改善するために、当該納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該合計額に2パーセントを乗じて得た額に108パーセントを乗じる方法により算出した額を「事務手数料」と称して、当該納入業者に対して支払うべき代金の額から減じていた。</p>	第19条（第2条第9項第5号ハ）	30.11.21
2	大阪瓦斯(株)に対する件	<p>自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、取引の相手方に不利益となるように次の行為を行っている疑い。</p> <p>○ 遅くとも平成25年4月以降、大阪ガスブランドのファンヒーターについて、自社の販売目標を基にサービスショップの店舗等ごとの年間の販売目標数量を設定し、当該販売目標数量から当該店舗等の期首在庫を差し引いた台数以上を注文するよう求めるなどして、サービスショップに対し、必要以上に自社から購入させている。</p>	第19条（第2条第9項第5号ハ）	31.1.24
3	今治タクシー事業協同組合に対する件	<p>組合の定款に規定する「組合員間の共通乗車券（チケット）の発行並びに集金業務」の事業を行うに当たり、組合員が行うタクシー事業に関して、次の行為により、不当に拘束する条件を付けて取引している疑い。</p> <p>(1) 遅くとも平成27年4月以降、運賃の額を割り引く行為及び乗車する客から組合員に電話で配車を依頼する際の通話料を負担する行為をさせないようにしている。</p> <p>(2) 平成29年6月以降、乗車する客が運賃及び料金を支払う際にクレジットカードにより決済を行うための機器を導入させないようにしている。</p>	第19条（一般指定第12項）	31.3.26

2 注意

平成30年度において注意・公表を行ったものの概要は、次のとおりである。

第9表 平成30年度注意・公表事件一覧

件名	内容	関係法条	注意年月日
農林水産省東北農政局が発注する土木一式工事の入札参加業者に対する件	農林水産省が東北農政局において一般競争入札の方法により発注した土木一式工事について、建設業者10社に在籍する東北農政局の元職員が、入札前に、相互に入札参加の意向を確認し合っていた。このような行為は、独占禁止法違反につながるおそれがある。	第3条後段	30.6.14

3 改善措置に関する公表

平成30年度において、審査の過程において、事業者から改善措置の申出等を受け、法運用の透明性や事業者の予見可能性を高める観点から、事案の概要を公表したものの概要は、次のとおりである。

第10表 平成30年度改善措置に関する公表事案一覧

一連番号	件名	内容	公表年月日
1	みんなのペットオンライン(株)に対する件	みんなのペットオンライン(株)が、同社が運営するブリーダー（注）と一般消費者の間の犬又は猫の取引を仲介するウェブサイトを利用するブリーダーに対し、同社以外が運営する仲介サイトに犬又は猫の情報を掲載することを制限している疑いがあったことから、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、同社から、改善措置を自発的に講じた旨の報告があり、その内容を検討したところ、上記の疑いを解消するものと認められたことから、本件審査を終了した。 （注）「ブリーダー」とは、販売を目的として、犬や猫等の繁殖を行う事業者をいう。	30.5.23
2	Apple Japan(同)及びアップル・インクに対する件	Apple Japan(同)が、同社とMNO(注1)3社(注2)との契約に基づき、MNO3社の事業活動を制限している疑いがあったことから、同社の最終親会社であるアップル・インクに対し、審査を行ってきたところ、アップル・インクから、MNO3社等がiPhoneを購入する利用者に提供する端末購入補助等について、契約の一部を改定するとの申出がなされたため、これらの内容を検討したところ、上記の疑いが解消されるものと認められたこと等から、本件審査を終了した。 （注1）Mobile Network Operator（電気通信役務としての移動体通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動体通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用しているもの）の略。 （注2）(株)NTTドコモ、KDDI(株)及びソフトバンク(株)。	30.7.11
3	エアビーアンドビー・アイルランド・ユー・シー及びAirbnb Japan(株)に対する件	エアビーアンドビー・アイルランド・ユー・シー及びAirbnb Japan(株)（以下総称して「エアビーアンドビー」という。）が、エアビーアンドビー・アイルランド・ユー・シーの運営する、住宅を活用した宿泊サービス（以下「民泊サービス」という。）の提供及びそれを受けることを仲介するウェブサイト（以下「民泊サービス仲介サイト」という。）に同社の取引先事業者がAPIを利用して民泊サービスの情報の掲載等をするに当たって、他の民泊サービス仲介サイトにAPIを利用して民泊サービスの情報を掲載すること等を制限する規定を契約上定めることにより、当該取引先事業者の事業活動を制限している疑いがあったことから、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、エアビーアンドビーから、上記契約の制限に係る規定を適用する権利を放棄する措置を速やかに講じるとの申出がなされたため、その内容を検討したところ、上記の疑いを解消するものと認められたことから、本件審査を終了することとした。	30.10.10

第4 告発

私的独占，カルテルなどの重大な独占禁止法違反行為については，排除措置命令等の行政上の措置のほか罰則が設けられているところ，これらについては公正取引委員会による告発を待つて論ずることとされている（第96条及び第74条第1項）。

公正取引委員会は，平成17年10月，平成17年独占禁止法改正法の趣旨を踏まえ，「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」を公表し，独占禁止法違反行為に対する抑止力強化の観点から，積極的に刑事処罰を求めて告発を行っていくこと等を明らかにしている。

平成30年度においては，検事総長に告発した事件はなかった。